

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年7月19日（平成29年（行情）諮問第304号）

答申日：平成29年11月21日（平成29年度（行情）答申第329号）

事件名：「北朝鮮による核実験等に関する内閣官房長官発表に基づく我が国独自の対北朝鮮措置の実施について」に係る決裁文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書4（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月3日付け法務省管情第110号により法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 原処分に至る経過

（ア）審査請求人は、日本政府が2016年2月10日に決定した、同年1月に朝鮮民主主義人民共和国が行った核実験等を理由とする「我が国独自の対北朝鮮措置」（以下「本件措置」という。）に関連して、処分庁宛てに、同年3月18日付けで、「請求する行政文書の名称等」欄に、下記のとおり記載して行政文書開示請求を行った（以下「本件開示請求」といい、同請求により開示を求めた文書を「開示請求文書」という。）。

- ・ 平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」を受けて、法務省または法務省入国管理局長が、地方入国管理局長及び地方入国管理局支局長を名宛人として発した通達・通知その他一切の行政文書
- ・ その他、平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」に基づく措置の実施に関し、法務省が作成取得した一

切の行政文書（通達・通知を含む）

(イ) これに対し、処分庁は、2016年5月17日付けで、開示請求文書として、下記のわずか3件の文書のみを特定し（以下「当初決定文書」という。）、さらにこれらの文書の大部分について一部不開示決定を行った（以下「当初決定」という。）。

① 平成28年2月10日付け法務省管在第817号法務省入国管理局長通達「北朝鮮による核実験等に関する内閣官房長官発表に基づく我が国独自の対北朝鮮措置の実施について」

② 平成28年2月19日付け法務省管在第1005号法務省入国管理局長通達

③ 平成28年3月10日付け法務省管在第1400号法務省入国管理局長通達

(ウ) 審査請求人は、当初決定に対し、2016年8月10日付けで審査請求を行った。

同審査請求について、2017年1月4日付けで裁決がなされた。同裁決は、当初決定について、その不開示決定自体は妥当であるものの、当初決定文書以外にも開示請求文書に該当する文書があるとして、それらの文書について改めて開示決定等をする旨判断したものであった。

(エ) 上記裁決を踏まえて、処分庁は、改めて開示請求文書に該当する文書の検討を行い、その結果、別紙1に掲げる4件の文書を特定した上で、これらの文書の大部分について一部不開示決定を行った（原処分）。

本審査請求は、原処分に対して不服を申し立てるものである。

イ 原処分の違法性

原処分による不開示部分は、開示請求文書のほとんど全てに及んでおり、開示部分のみでは、いかなる内容の文書なのか判別することすら困難なほどであって、そのような不開示決定に合理的理由はない。

仮に開示請求文書に不開示情報が含まれているとしても、処分庁は、不開示情報に該当する部分と不開示情報に該当しない部分とを可能な限り区別し、不開示情報に該当しない部分については開示する義務を負っている。

なお、本件対象文書は、日本に適法に在留する外国人に対する苛烈な人権侵害をともなう措置についての行政文書であり、その内容を広く公開した上で、その政策的妥当性や、合憲性ないし合法性を検証すべき必要性は高い。

よって、原処分は取消しを免れない。

(2) 意見書

ア はじめに

本意見書においては、諮問庁による不開示の判断が適法・妥当かどうかを審査会において審議するための前提知識として、再入国許可制度の概要を整理するとともに、再入国の権利（＝海外渡航の権利）は国際人権法上承認された権利であり、再入国を許可にかからしめている制度自体が批判にさらされているという国際的潮流について述べる。

その上で、今般の人的往来規制措置の内容をそのカテゴリー毎に具体的に検討し、今般の措置がそのような権利に対して重大な制約を課すものであるのみならず、国が「制裁」の対象とする者以外にも広範に影響を及ぼすものであって、その適法性や政策的妥当性について民主的統制が必要であることを論じる。

そして最後に、今般の諮問庁の追加開示決定に至る事実経過（今般の追加開示決定は、当初の審査請求に対して審査会が示した答申を踏まえてなされたものであること）を整理した上で、同追加開示決定が、審査会の前回答申の趣旨に反するものであることを述べる。

イ 再入国許可制度の実情と再入国の権利性

(ア) はじめに

日本政府が2016年2月10日に決定した「我が国独自の対北朝鮮措置」（本件措置）のうち人的往来規制に伴い、20人以上の在日朝鮮人について、朝鮮への渡航が禁じられるに至った（再入国許可が取り消され、あるいは朝鮮を渡航先とする再入国許可を認めない措置が行われている）。

また、第三国への渡航を目的とする場合であるのに再入国許可が制限されたり、渡航禁止対象となっていない一般の在日朝鮮人に対しても、朝鮮に渡航しない旨の誓約書の提出が強要されるなど、再入国の自由（渡航の自由）が制限される事態が生じている。

(イ) 再入国許可制度の概要

再入国許可とは、日本に在留する外国人が一時的に出国し再び日本に入国しようとするために法務大臣が出国に先立って与える許可である（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）26条）。

再入国許可には、1回限り有効のもの（俗に「シングル」ともいう。）と、1つの許可でその有効期間中は何度でも使用できる数次有効のもの（数次再入国許可。俗に「マルチ」ともいう。）の2種類があり、その有効期間は、現に有する在留期間の範囲内で、5年間（特別永住者は6年間）を最長として決定される。

日本に在留する外国人が再入国許可を受けずに出国した場合及び出国後再入国許可の期限が切れた場合には、その外国人が有していた在留資格及び在留期間が消滅してしまう（このことは、永住者、特別永住者であっても同様である。）ので、再び日本に入国しようとする場合には、その入国に先立って新たに査証を取得した上で、上陸申請を行い上陸審査手続を経て上陸許可を受けることとなる。

これに対し、再入国許可を受けた外国人は、再入国の上陸申請にあたり、通常必要とされる査証が免除され（入管法6条1項但書）、簡便な上陸審査手続（入管法7条1項柱書きかっこ書）により上陸許可を受けられる。また、上陸後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされる（入管法9条3項但し書）。

以上要するに、日本に適法に在留する外国人が海外渡航を行う場合には、あらかじめ再入国許可を得て出国する必要があるのであり（そうでなければ、従前の在留資格が失われる）、再入国の権利（自由）は、海外渡航の権利（自由）とほぼ同義といえる。

（ウ）再入国許可制度の廃止を求める国際的潮流とみなし再入国許可制度の導入

a 日本政府は、「入管法26条が定める再入国制度は、永住者及び特別永住者を含め、我が国に在留する外国人が一時的に出国して再び我が国に入国する場合に、上陸の手続を簡略化し、当該外国人の利便を図る」ものであり、同制度は「必要かつ合理的なものである」と説明している。

しかし、EU（欧州連合）駐日代表部は、2005年10月の「日本の規制改革に関するEU提案」で、「この制度（再入国制度）は不必要な負担を強いるもので、他のほとんどの国にはない特異なものとする」として、再入国制度の廃止を提案・要求した。翌2006年の「提案」では、「この問題の根本的原因は、外国人居住者が日本の領土を離れるたびに、その在留資格が自動的に喪失する点にある」「この在留資格の喪失が、なぜ永住資格を持った外国人に適用されるのか、また外国人の入国管理を有効に行うために、既存の数次ビザ制度でなぜ十分でないか明らかでない」などの批判を加え、「人的資源」の要求6項目の筆頭に「再入国許可制度の廃止」を掲げている。2007年の同「提案」でも、「日本は先進工業国で唯一、ビザと再入国許可の二重制度を通して在留外国人の移動を規制している」として、その特異性を強調し、三度「再入国許可制度の廃止」を求めている。

b 国際人権（自由権）規約委員会は、1998年11月5日、自

由権規約の実施状況に関する第4回日本政府報告書に対して、同年10月28日、29日に行われた審議を踏まえ、「入管法26条は、再入国許可を得て出国した外国人のみが在留資格を喪失することなく日本に戻ることを許可され、そのような許可の付与は完全に法務大臣の裁量であることを規定している。この法律に基づき、第2世代、第3世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪される可能性がある。委員会は、この規定は、規約12条2及び4に適合しないと考える。委員会は、締約国に対し、「自国」という文言は、「自らの国籍国」とは同義ではないということに注意喚起する。委員会は、従って、締約国に対し、日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請する。」旨の最終見解を発表した（甲3（略））。

- c 日本の再入国制度は、米国の同制度を模したものだといわれるが、米国では、2世以降は出生により市民権を取得できる上、永住者は1年以内なら自由に出国でき、永住権を失うこともない。韓国の出入国管理法は、日本の入管法をモデルに作られているが、2002年改訂で、30条（再入国許可）に、「永住資格を持つ者に対する再入国許可の免除」を追加し、2003年、同法「施行規則」に44条の2（永住資格を持つ者の再入国免除の基準等）を新設し、「永住の資格を持つ者で出国した日から1年以内に再入国しようとする者に対しては、再入国許可を免除する」よう定めた。カナダは、2001年11月制定の「出入国及び難民保護法」19条2で、永住者の入国権（*right of entry of permanent residents*）を定めている。
- d このような国際的潮流の中、2012年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートし、再入国許可制度が変更された。すなわち、「みなし再入国許可」の制度が導入され、再入国許可の有効期間の上限が3年から5年（特別永住者は4年から6年）に伸長された（甲1、2（略））。

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するもの（中長期在留者にあっては、在留カードを所持する者に限る。）が、出国審査官に再び入国する意図を表明して出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとみなし、通常の再入国許可を不要とするものである（入管法26条の2）。この場合の再入国許可の有効期間は

出国の日から1年である（在留期間の満期日が出国後1年を経過する前に到来する場合には、在留期間の満期までの期間となる）。特別永住者のみなし再入国許可の有効期間は出国の日から2年である。

日本に適法に在留する外国人は、不必要な負担なく海外渡航する自由が保障されたのである。

(エ) 朝鮮旅券の所持者はみなし再入国許可制度から排除されていること

この点、みなし再入国許可制度は「有効な旅券の所持」を要件としており、日本政府は朝鮮民主主義人民共和国旅券の所持者を同制度の対象から除外する運用をしているため、朝鮮旅券の所持者（朝鮮旅券及び韓国旅券の双方の発行を受けていない者を含む）は、永住者、特別永住者であっても、出国して再び入国する期間にかかわらず、入管法26条の通常の再入国許可を取得する必要がある。

日本国内において、「朝鮮旅券を所持している者」は、そのほとんどが朝鮮籍者（外国人住民票上の「国籍・地域」欄の表示が「朝鮮」である者）であり、事実上、朝鮮籍者については、みなし再入国許可制度が適用されないという不当な運用が行われているのである。

このような取扱いは、前記の国際的潮流に反するし、日本が批准する自由権規約が保障する「自国に戻る権利」の侵害にもあたる。

現行制度の運用として、朝鮮籍者をはじめとする在日朝鮮人が直接的にみなし再入国許可制度の対象とはならないことを前提とせざるをえないとしても、再入国の権利（海外渡航の権利）が国際人権法上承認された重要な権利であることにかんがみれば再入国許可申請を恣意的に不許可とすることは許されないのであり、再入国の権利に対する制約にかかる要件や手続については、厳格な民主的統制を及ぼすべきである。

(オ) まとめ

上述した国際的潮流及び諸外国の制度、みなし再入国許可制度が導入された経緯から一見して明らかであるが、交通手段の発達、グローバル化の進展により、国内移動と国境を越えた移動との間の質的な差異は、ますます少なくなっているのであって、日本に適法に在留する外国人、特に永住権を有する外国人の円滑な移動（海外渡航）を保障することは極めて重要である。

法務大臣が、本件措置の実施の一環としている人的往来規制は、当然保障しなければならない在日朝鮮人の海外渡航を過度に制限するものであり、同措置に係る情報は、当事者である在日朝鮮人だけ

でなく、広く国民に対して情報を公開した上で、その政策的妥当性や、合憲性ないし合法性が検証されなければならない情報であることは明らかである。

ウ 本件措置のもとで発生している事態

(ア) 人的往来規制の内容

日本政府が2016年2月10日付で発表した「対北朝鮮措置」(本件措置)のうち、人的往来規制に関連する部分(以下「本件往来規制措置」という。甲4(略))は次のような内容である。

- ① 北朝鮮籍者の入国の原則禁止
- ② 在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止(対象者を従来より拡大)
- ③ 我が国から北朝鮮への渡航自粛要請
- ④ 我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合わせ
- ⑤ 北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止
- ⑥ 「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」の原則禁止
- ⑦ 在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止

以下、本件往来規制措置について、各カテゴリー毎に、その具体的対象者や認定基準を整理し、問題点を指摘した上で、各措置の適法性や政策的妥当性を検証するために、可能な限りの情報開示が必須であることを述べる。

(イ) カテゴリー毎の検討

a 主に本国の朝鮮人を対象とする措置

本件往来規制措置のうち、①北朝鮮籍者の入国の原則禁止、⑤北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止については、在日朝鮮人が対象となるものではなく、朝鮮民主主義人民共和国に在住する本国人のみが対象となるものと考えられ、その当否はさておき、日本国内に在住する者に直接的な影響は及ばない。

b 日本国籍者を主たる対象とする措置

本件往来規制措置のうち、③我が国から北朝鮮への渡航自粛要請、④我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合わせ、については、日本国内に在住する者、特に、在日朝鮮人ではなく日本国籍者が主な対象となる措置である。

この点、2016年2月10日以降に朝鮮民主主義人民共和国を訪問しようとする日本人に対して、日本政府から有形無形の

圧力が加えられていることが報道等により判明している（例えば、甲5、6（略）参照）。

本来、日本の旅券を有する日本国籍者は、渡航先の国が入国を認める限り、自由に日本と海外を往来できるのが原則である。今般の日本政府の往来規制措置によって、日本国籍者の渡航の自由が侵害される事態が生じているのである。

また、このように日本と朝鮮民主主義人民共和国との間の往来を封じることが、日朝関係の改善や国交正常化交渉、戦後補償や拉致・ミサイル問題等の各種懸案の処理のために、政策的に妥当かどうか、日本政府が目的とする日本及び東アジアの安全保障上真に必要かどうかについても、重大な疑念が生じているといわざるをえない。

かかる往来規制措置の政策的妥当性について、行政に説明責任を果たさせた上で民主的な議論を行うためには、その具体的内容について、可能な限りの情報が開示されなければならない。

c 在日朝鮮人及び一般外国人を対象とする措置

本件往来規制措置のうち、②在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止（対象者を従来より拡大）、⑥「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」の原則禁止、⑦在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止の3種類については、主として在日朝鮮人の朝鮮渡航を制限するための措置といえる。

さらに個別に検討する。

(a) 「在日北朝鮮当局職員」及び「当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者」を対象とした措置

「在日北朝鮮当局職員」及び「当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者」（以下「補佐する立場にある者」という。）の北朝鮮を渡航先とした再入国が原則禁止された。すなわち、これらの者が朝鮮に渡航することが事実上不可能となった。

まず、「在日北朝鮮当局職員」とは、一体誰を指すのか、日本政府が現時点で公にしている情報だけでは具体的に判明しない。

「補佐する立場にある者」に至っては、さらにその具体的判定基準が不明確である。「補佐する」という用語の解釈次第で

は、その対象者は無限定に広がる可能性がある。

この点、新聞報道等によれば、「北朝鮮当局職員」又は「補佐する立場にある者」として、朝鮮総聯の議長、副議長、局長等の幹部らが制裁対象となったとのことである（甲7（略））。

しかし、審査請求人が確認したところによれば、今回の制裁措置の対象となって数次再入国許可を取り消された人物の中に、既に朝鮮総聯局長を退任していた人物が存在する。当該人物は元局長ではあったものの、現時点では退職して朝鮮総聯との関係を有していないのであり、本来であれば制裁の対象になるはずがない。おそらく、法務省当局において、過去の情報にもとづき現状を把握しないままに制裁対象者を恣意的に選定した結果、かかる事態が発生したと考えられる。

このように、「北朝鮮当局職員」及び「補佐する立場にある者」の認定にあたっては、そもそもその認定条件が曖昧であって際限なく広がる可能性があるのみならず、さらに、その認定手続が不明であって手続保障の観点からも重大な問題性をはらんでいる。

その結果、本来の制裁措置の趣旨目的からは対象者となりようがない人物にまで制裁の効果が及ぶ事態が発生している。

このような事態の適法性及び政策的妥当性を判断するためには、可能な限りの情報が開示されなければならない。

(b) 「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した・・・在日外国人」を対象とする措置

「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した・・・在日外国人」（以下「刑確定外国人」という。）の北朝鮮を渡航先とした再入国が原則禁止された。すなわち、これらの者が朝鮮に渡航することが事実上不可能となった。

この点、上記のような刑確定外国人の中には、当然のことながら、「朝鮮籍」の在日朝鮮人だけではなく、韓国人（韓国旅券を有し、日本の外国人住民票の国籍欄にも韓国と記載されている者）その他の外国人も含まれる。

かかる制裁措置の対象者は、在日朝鮮人に限られない。韓国籍その他第三国の国籍を有し、現状朝鮮民主主義人民共和国と全く関係のない者であっても、過去の貿易・金融措置違反の事実だけを理由に、現在の渡航が制限されるのである。

そのような措置が真に適法ないし妥当かについては、行政に説明責任を果たさせた上で民主的な議論が行われる必要があり、そのためには可能な限りの情報が開示されなければならない。

(c) 在日外国人の核・ミサイル技術者を対象とする措置

「在日外国人の核・ミサイル技術者」（以下「核・ミサイル技術者」という。）の北朝鮮を渡航先とした再入国が原則禁止された。すなわち、これらの者が朝鮮に渡航することが事実上不可能となった。

「核・ミサイル技術者」に対する往来規制措置の対象者も、在日朝鮮人に限られない。「核・ミサイル技術者」であれば、在日朝鮮人だけではなく、韓国籍その他第三国の国籍を有し、現状朝鮮民主主義人民共和国と全く関係のない者であっても、往来規制対象となる。

この点、どのような分野をどの程度研究している者であれば、往来規制措置の対象者としての「核・ミサイル技術者」に該当するのか、その具体的認定基準は一切不明である。

例えば、（平和利用のための）原子力技術はもちろん、物理学のうち特定の分野の研究は、ある一点からみると「核技術」に関連するものでありうるし、航空力学や機械工学の分野で、「ミサイル技術」に該当しうる研究分野は数多く存在するものとみられる。

仮に、上記のような幅広い分野の研究者が、ここでいう「核・ミサイル技術者」に該当し、往来規制の対象となりうるとすると、日本の産業政策・科学技術政策にも悪影響を及ぼすことになりかねない（外国人一般の技術者が往来規制の対象になりうる。仮に対象になった場合、単に北朝鮮に行かなければいいという次元ではすまされず、後述のとおりみなし再入国許可の対象から除外されるという現実的不利益すら受けるのである。このようなおそれがあるとして、海外の優秀な研究者が来日を忌避する原因にもなりかねない。）

そのような措置が真に適法ないし妥当かについては、行政に説明責任を果たさせた上で民主的な議論が行われる必要があり、そのためには可能な限りの情報が開示されなければならない。

(ウ) 数次再入国許可の取消しとみなし再入国許可制度の除外措置

a ところで、上記記載のとおり、「在日北朝鮮当局職員」「補佐する立場の者」「刑確定外国人」「核・ミサイル技術者」については、「北朝鮮を渡航先とした再入国」が原則禁止される。

かかる措置を現実化するため、対象者については、以下の措置が取られている。

(a) 在日朝鮮人（みなし再入国許可の対象とならない者）

数次再入国許可が取り消される（甲10（略）参照）。その

上で、各出国の際に渡航先を確認し、北朝鮮を渡航先としない旨申告した場合にのみシングルの再入国許可が出される。

- (b) 在日朝鮮人以外の外国人（韓国籍者などであり、みなし再入国許可の対象となる者）

再入国の許可を要する者として認定した旨の通知（入管法施行規則 29 条 4，1 項参照）がなされ（甲 1 1（略）参照），みなし再入国許可制度の対象から除外される。その上で、各出国の際に渡航先を確認し、北朝鮮を渡航先としない旨申告した場合にのみシングルの再入国許可が出される。

- b 以上の各措置は、対象者を数次再入国許可やみなし再入国許可を得ている状態にとどめておくと、その有効期間内は自由に海外渡航が可能であり朝鮮への渡航を阻止することが困難であるため、いったん各許可を取り消し、出国毎に渡航先を確認してシングルの許可を出すことで、朝鮮への渡航を事実上阻止するために行われたものと考えられる。

しかし、数次再入国許可の取消しや、みなし再入国許可除外措置は、本来、極めて限定的にのみ行われるべき、極限の措置である。

特に、入管法上、みなし再入国許可制度からの除外は、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者」に限って認められている（入管法施行規則 29 条の 4，1 項 5 号参照）。

今般、法務省当局は、「在日北朝鮮当局職員」「補佐する立場の者」「刑確定外国人」「核・ミサイル技術者」などの対象者のうち、韓国籍者等本来みなし再入国許可の対象となるべき者について、上記のみなし再入国許可制度除外措置を行っているものと考えられる。すなわち、法務大臣は、韓国籍者についても「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由がある」と認めたことになる。

これは、日本の入管行政上極めて異例の措置であり、その適法性や、政策的妥当性については厳しく検証されなければならない。

今般不開示とされた部分には、上記の数次再入国許可取消やみなし再入国許可制度除外措置にかかる内容も含まれていると考えられ、その点を含め、可能な限りの情報が公開されなければ

ならない。

(参考) 入管法 26 条の 2 (略), 入管法施行規則 29 条の 4 (略)

(エ) 制裁対象外の在日朝鮮人への影響－誓約書問題

- a 2016 年 2 月以降, 本来的な往来規制対象者である「在日北朝鮮当局職員」「補佐する立場の者」「刑確定外国人」「核・ミサイル技術者」以外の出国・海外渡航に際して, 極めて深刻な人権侵害が頻発していることが報告されている。それは, (制裁対象者ではない) 在日朝鮮人が海外へ出国する際, 出国審査ゲートや入管事務所において, 「北朝鮮へは渡航しません」などと記載された「誓約書」(甲 9 (略) 参照。なお, 時期, 場所により若干の差があるようである) への署名が強く要請され, 事実上強制されているという問題である。

現在行われている誓約書への署名要請は, 上記の人的往来規制のうち, 「核・ミサイル技術者」の往来規制の実効性確保のために行われているというのが入管の見解である。

上記の誓約書への記入強制は, 朝鮮以外の第三国を渡航先として出国を予定する在日朝鮮人一般に対して, 一律に行われている(なお, 平成 28 年 5 月下旬ころからは取扱いが変化したとの情報もある)。

誓約書問題の実情と問題点については, 甲 8 (略) を参照されたい。

- b 上記のとおり, 今般の本件措置に基づく人的往来規制の内容には, 在日朝鮮人一般の朝鮮渡航規制は含まれていない。「制裁」による渡航制限対象者以外の在日朝鮮人一般に誓約書への記入を求めることは, 人的往来規制の枠組すら超えるものであって, 明らかに入管当局の過剰な権限行使である。

さらに, 法務省入国管理局長が国会答弁で明らかにしたところによれば(甲 14 (略)), 誓約書に署名した後, 結果として誓約内容に反して朝鮮に渡航したことが判明した場合, 入管当局は, 再入国許可の取消処分等を視野に入れている。2016 年 4 月 18 日の参議院決算委員会で, 参考人として出頭した井上宏法務省入国管理局長は, ①入管法 26 条に規定する再入国許可処分又は再入国許可取消処分をするに当たっての判断の資料とするために誓約書を提出させている, ②再入国許可を求めるに当たって, 明確に意図的に虚偽のことを述べた場合, その許可に原始的に瑕疵があるということがありうる, ③再入国許可を受けるに当たって, 偽りその他不正の手段を用いてその許

可を受けたような例外的な場合は、行政法の一般原理を用いた取消しが可能である、との答弁を行った。

ここで入管当局がいう「行政法の一般原理を用いた取消」は、「その者が本邦にある間において」のみ再入国許可を取り消すことができるとする入管法26条7項の明文規定に反して、海外滞在中に再入国許可を取り消すものと考えられる。海外滞在中に再入国許可を取り消して日本への入国を認めないという措置をとることは、日本に生活の本拠がある在日朝鮮人の生活基盤を根こそぎ奪うことに繋がるのであって人道上許容されず、「行政法の一般原理」によっては到底正当化されないといわざるをえない。

今般の人的往来規制は、「海外滞在中に再入国許可を一方的に取り消し、その者を日本に再入国させない」という入管法の明文規定にも反する措置すら予定している可能性があり、そのような措置の有無や、その適法性、政策的妥当性については、市民による厳しい監視が必要といわざるをえない。

よって、特にこの点については、可能な限りの資料が公開されるべき高度の必要性がある。

(オ) 他省庁の開示態度との比較 (甲15, 甲16 (略))

a 審査請求人は、一連の対朝鮮措置に関連して、諮問庁 (法務省) 以外に、財務省及び経済産業省にも、以下の内容で情報公開請求を行った。

(a) 対財務省

(開示請求日)

2016年3月18日

(開示を求める文書)

・ 外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件 (平成28年2月財務省告示第51号) に関する下記の文書

(1) 立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書

(2) 告示案の審査の過程が記録された文書

(3) 告示制定のための決裁文書

(4) その他、告示の制定公表に関連する一切の文書

・ 平成28年2月19日付「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮向けの支払の原則禁止及び資産凍結等の措置について」の作成公表及びこれに基づく措置の実施に関し、財務省が作成した一切の行政文書 (通達・通知を含む)

(b) 対経済産業省

(開示請求日)

2016年3月18日

(開示を求める文書)

- ・ 平成28年2月19日付経済産業省告示第27号に関する下記の文書

(1) 立案基礎文書並びに立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書

(2) 告示案の審査の過程が記録された文書

(3) 告示制定のための決裁文書

(4) その他、告示の制定公表に関連する一切の文書

- ・ 平成28年2月19日付「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮向けの支払の原則禁止及び資産凍結等の措置について」の作成公表及びこれに基づく措置の実施に関し、経済産業省が作成取得した一切の行政文書（通達・通知を含む）

b これに対し、それぞれ、以下の文書の開示があった。

(a) 財務省

(開示された文書)

北朝鮮に対する支払の原則禁止措置に係る確認義務の履行について

外国為替の取引等に関する告示の一部改正等について

(不開示部分)

なし

(b) 経済産業省

(開示された文書)

- a) 外国為替令に基づく告示の一部改正について（決裁伺い書，説明文（北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置にかかる外国為替令告示の改正について），新旧対照表（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成21年経済産業省告示第229号）），経済産業省告示案，各経済産業局長等宛通知文案，閣議了解案）

b) 経済産業省告示第27号

c) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮向けの支払の原則禁止及び資産凍結等の措置について（報道発表資料）

d) 我が国独自の対北朝鮮措置について（官房長官発表）

(不開示部分)

上記の決裁伺い書中、連絡先（PHS番号）

- c 上記の対応が十全なものかはさておき、法務省以外の他の省庁からは、「制裁措置」にともない行政内部でどのような意思決定が行われ、関係機関にどのような通達等がなされたのか、最低限の概要を知るための資料は開示されている。また、いずれの省庁も、職員固有のPHS番号を除いて、対象文書については墨塗等をせず全部分を開示している。

これらと比して、対象文書を極限まで限定し、かつ、そのほぼ全てを非開示部分とした一部開示にとどまっている法務省の対象は、極めて異常である。

エ 不開示は、前回答申の趣旨に反すること

(ア) 原処分に至る経過

本件において、情報公開・個人情報保護審査会が、諮問庁による不開示決定の違法性を判断するにあたって、本件の追加不開示決定（原処分）に至る経緯を正確に理解することが必要である。原処分に至る経過は次のとおりである。

- a 審査請求人は、日本政府が2016年2月10日に決定した、同年1月に朝鮮民主主義人民共和国が行った核実験等を理由とする「我が国独自の対北朝鮮措置」（本件措置）に関連して、処分庁宛てに、同年3月18日付けで、「請求する行政文書の名称等」欄に、下記のとおり記載して行政文書開示請求を行った（本件開示請求）。

- ・ 平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」を受けて、法務省または法務省入国管理局長が、地方入国管理局長及び地方入国管理局支局長を名宛人として発した通達・通知その他一切の行政文書
- ・ その他、平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」に基づく措置の実施に関し、法務省が作成取得した一切の行政文書（通達・通知を含む）

- b これに対し、処分庁は、2016年5月17日付けで、開示請求文書として、下記のわずか3件の文書のみを特定し（当初決定文書）、さらにこれらの文書の大部分について一部不開示決定（当初決定）を行った。

- ① 平成28年2月10日付け法務省管第817号法務省入国管理局長通達「北朝鮮による核実験等に関する内閣官房長官発表に基づく我が国独自の対北朝鮮措置の実施について」
- ② 平成28年2月19日付け法務省管第1005号法務省入国管理局長通達

③ 平成28年3月10日付け法務省管在第1400号法務省
入国管理局長通達

c 審査請求人は、当初決定に対し、2016年8月10日付
けで審査請求を行った。

同審査請求について、審査会は、2016年12月13日付
けで答申（前回答申）を行い、前回答申においては、「本件対
象文書に係る決裁文書及び8件のメール文書を特定し」、さら
に開示文書に該当するものがあれば、「これを特定し、改めて
開示決定等をすべきである」との結論が示された。

上記の前回答申を踏まえ、同審査請求について、2017年
1月4日付けで裁決がなされた。同裁決は、当初決定について、
その不開示決定自体は妥当であるものの、当初決定文書以外に
も開示請求文書に該当する文書があるとして、それらの文書に
ついて改めて開示決定等をする旨判断したものであった。

d 上記裁決を踏まえて、処分庁は、改めて開示請求文書に該
当する文書の検討を行い、その結果、別紙1に掲げる4件の文
書を特定した上で、これらの文書の大部分について一部不開示
決定（原処分）を行った。

本審査請求は、原処分に対して不服を申し立てるものである。

(イ) 原処分の違法性

以上のとおり、原処分は、審査会による前回答申が、「本件対
象文書に係る決裁文書及び8件のメール文書を特定し」、さら
に開示文書に該当するものがあれば、「これを特定し、改めて
開示決定等をすべきである」との結論を示したことを踏まえて
なされたものである。

そうすると、審査会の前回答申が具体的に指摘した「本件対
象文書に係る決裁文書及び8件のメール文書」については、原則
として開示することが、審査会の前回答申の趣旨に合致する対
応である。

しかるに、原処分は、一部開示決定ではあるものの、その不開
示部分は開示請求文書のほとんど全てに及んでおり、開示部分
のみでは、いかなる内容の文書なのか判別することすら困難で
ある。

仮に開示請求文書に不開示情報が含まれているとしても、処分
庁は、不開示情報に該当する部分と不開示情報に該当しない部
分とを可能な限り区別し、不開示情報に該当しない部分につい
ては開示する義務を負っている。

審査会においては、諮問庁が不開示とした文書の現物を具体的

に確認し、同文書の記載内容が、真に法5条各号の不開示情報に該当するかを検討し、前回答申の趣旨を踏まえて、最低限の開示が可能な部分について少なくとも部分開示を命じられたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成28年3月18日、法の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を

- ・ 平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」を受けて、法務省または法務省入国管理局長が、地方入国管理局長及び地方入国管理局支局長を名宛人として発した通達・通知その他一切の行政文書
- ・ その他、平成28年2月10日付「我が国独自の対北朝鮮措置について」に基づく措置の実施に関し、法務省が作成取得した一切の行政文書（通達・通知を含む）

として、行政文書開示請求（本件開示請求）を行った。

(2) 処分庁は、地方入国管理局長及び同支局長宛ての入国管理局長通達（平成28年2月10日付け法務省管在第817号法務省入国管理局長通達、同月19日付け法務省管在第1005号法務省入国管理局長通達）及び入国管理局長通知（同年3月10日付け法務省管在第1400号法務省入国管理局長通知）を対象文書と特定した上で、特定した行政文書（当初決定文書）に記録された出入国審査及び在留管理業務に関する情報について法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして不開示とし、その余の情報については開示とする旨の部分開示決定（平成28年5月17日付け法務省管情第980号、第981号及び第982号。（当初決定））をした。

(3) 審査請求人は、上記(2)を受けて、平成28年8月10日に諮問庁に対して、当初決定の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。

(4) 諮問庁は、平成28年12月13日付けで情報公開・個人情報保護審査会から交付された答申を受けて、裁決書を作成した後、同裁決書を本年1月4日に審査請求人に対し、裁決書謄本を送付した。同裁決（以下「原裁決」という。）の理由については、要旨以下のとおりである。

ア 前回審査請求に係る対象文書の特定の妥当性について

法務省においては「当初決定文書」のほか、これらに係る決裁文書及び関係機関との連絡文書についても保有しているところ、これらの文書は、本件措置の実施に関し、法務省が作成・取得した文書といえることから、本件開示請求の対象として特定すべき文書であり、改めて開示決定等を行うことが相当である。

イ 不開示情報該当性について

- ① 上記（２）における，法務省が特定した文書の不開示決定部分には，いずれも，在日外国人の北朝鮮への渡航等及び北朝鮮籍者や北朝鮮船舶の乗員等の本邦への上陸手続に関する入国管理局の内部的な取扱いや留意事項，着眼点が具体的かつ詳細に記載されている。
- ② 当該不開示部分を公にした場合，「当初決定文書」に記された申請等を行う者にとっては，自らが置かれた状況から，いかなる措置が講ぜられるのかが判明し，それに対する対応を事前に検討することを可能な状況にすることで，出入国審査及び在留管理業務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，当該部分は，法５条６号柱書きに該当すると認められ，不開示としたことは妥当である。

※ なお，原裁判に係る同審査会の答申においても，原裁判と同様の結論が得られている。

- （５）諮問庁は，同年２月３日に，原裁判に基づき，新たに別紙１に掲げる文書１，文書２，文書３及び文書４を開示対象行政文書として特定した上で，原裁判に基づく行政文書開示決定を行った。同開示決定の要旨は以下のとおりである。

ア 文書４の行政文書には，出入国審査業務に関して法務省入国管理局（以下「当局」という。）が関係機関と協議をした情報が記録されており，これらは国の機関の相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，かつ，その結果として取締りに係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるほか，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法５条５号並びに６号柱書き及びイに該当することから，これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

イ 文書１から文書４までの行政文書には，当局の内線番号，当局職員の電子メールアドレス及び当局職員が送受信した電子メールにかかるURLが記録されており，これらは国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，なりすましによる照会のほか，部外との連絡用の連絡先が明らかとなつて，いたずらや偽計等に使用されることにより，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来たすなど，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法５条６号柱書きに該当するため，これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

ウ 文書２及び文書３の行政文書には，出入国審査及び在留管理業務に関する情報が記録されており，これらは国の機関が行う事務に関する

情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

(6) 本件は、上記(5)の裁決に基づく開示決定について、本年4月28日に、裁決庁に対して、審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書(上記第2の2(1))に記載のとおりであるが、大意以下の点を主張し、原裁決に基づく行政文書開示決定(原処分)を取り消す裁決を求めている。

(1) 原処分による不開示部分は、開示請求文書のほとんど全てに及んでおり、開示部分のみでは、いかなる内容の文書なのか判別することすら困難なほどであって、そのような不開示決定に合理的理由はない。

(2) 仮に開示請求文書に不開示情報が含まれているとしても、処分庁は、不開示情報に該当する部分と不開示情報に該当しない部分とを可能な限り区別し、不開示情報に該当しない部分については開示する義務を負っている。

(3) 本件対象文書は、本邦に適法に在留する外国人に対する苛烈な人権侵害を伴う措置についての行政文書であり、その内容を広く公開した上で、その政策的妥当性や、合憲性ないし合法性を検証すべき必要性は高い。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)より、原処分は、取消しを免れない。

3 諮問庁の考え方

(1) 原裁決に基づく開示決定(原処分)において不開示とした部分の不開示情報該当性について

ア 文書4の行政文書には、出入国審査業務に関して当局が関係機関と協議をした情報が記録されており、これらは国の機関の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、かつ、その結果として取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるほか、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法5条5号並びに6号柱書き及びイに該当することから、これらの情報が記録されている部分について、不開示を維持することが相当である。

イ 文書1から文書4までの行政文書には、当局の内線番号、当局職員のエレクトロニックメールアドレス及び当局職員が送受信した電子メールに係るURLが記録されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、なりすましによる照会のほか、部外と

の連絡用の連絡先が明らかとなつて、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法5条6号柱書きに該当するため、これらの情報が記録されている部分について、不開示とすることが相当である。

ウ 文書2,文書3及び文書4の行政文書には、いずれも、在日外国人の北朝鮮への渡航等及び北朝鮮籍者や北朝鮮船舶の乗員等の本邦への上陸手続に関する入国管理局の内部的な取扱いや留意事項、着眼点が具体的かつ詳細に記載されている。

当該部分を公にした場合、「当初決定文書」に記された申請等を行う者にとっては、自らが置かれた状況から、いかなる措置が講ぜられるのかが判明し、それに対する対応を事前に検討することを可能な状況にすることで、出入国審査及び在留管理業務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法5条6号柱書きに該当するため、これらの情報が記録されている部分について、不開示を維持することが相当である。

(2) その他

審査請求人は、本件審査請求書において、前回審査請求に対する裁判に基づく行政文書開示決定における不開示部分についての違法性を主張しているほか、上記2(3)のとおり、本件対象文書が本邦に適法に在留する外国人に対する人権侵害を伴う行政文書であることから、その内容を広く公開した上で、その政策的妥当性、合憲性及び合法性を検証すべき可能性は高い旨主張しているが、当該開示決定結果を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、原裁判に基づく開示決定は適法かつ適正に行われており、審査請求人の主張には理由があるとは認められないことから、原裁判に基づく行政文書開示決定(原処分)を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年7月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月31日 | 審議 |
| ④ | 同年8月29日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年10月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1ないし文書4であり、処分庁は、その一部について、法5条5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示情報に該当しない部分については開示すべきとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分の維持が相当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件開示請求は、平成28年度（行情）答申第575号（前回答申）に係るものであり、本件対象文書は、同答申において、新たに対象として、改めて開示決定等をすべきとされた各文書である。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当局の内線番号、当局職員の電子メールアドレス及び当局職員が送受信した電子メールに係るURLが記録されている部分（文書1ないし文書4）について

ア 諮問庁の説明

標記の不開示部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、なりすましによる照会のほか、部外との連絡用の連絡先が明らかとなつて、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

イ 検討

標記の不開示部分は、文書1ないし文書3の「連絡先（内線）」欄の内線番号並びに文書4の電子メール文中のメールアドレス及び下部のURLであると認められることに照らすと、諮問庁の上記アの説明は首肯でき、かつ、これらの情報が一般に公にされている事情も認められない。

したがって、標記の不開示部分を公にすると、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 在日外国人の北朝鮮への渡航等及び北朝鮮籍者や北朝鮮船舶の乗員等の本邦への上陸手続に関する入国管理局の内部的な取扱いや留意事項、着眼点が具体的かつ詳細に記載されている部分（文書2ないし文書4）について

ア 諮問庁の説明

標記の不開示部分を公にした場合、当初決定文書に記された申請等を行う者にとっては、自らが置かれた状況から、いかなる措置が講ぜられるのかが判明し、それに対する対応を事前に検討することを

可能な状況にすることで、出入国審査及び在留管理業務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する

イ 検討

(ア) 標記の不開示部分は、文書2ないし文書4の不開示部分のうち、上記(1)の不開示部分を除く部分(文書2及び文書3の各「件名」欄及び「伺い文」欄、文書3の2枚目以降(2枚目の標題の一部、3行目及び4行目を除く。)並びに文書4の電子メール文(8件分)及びその各添付文書の不開示部分)であると認められる。

(イ) 標記の不開示部分を見分したところ、下記(ウ)及び(エ)の部分を除く部分には、本件措置に係る入国管理局の内部的な取扱いや留意事項、着眼点等に係る情報がそれぞれ具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

そうすると、これらを公にした場合、当初決定文書に記された申請等を行う者にとって、それに対する対応を事前に検討することを可能な状況にすること等により、出入国審査及び在留管理業務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の上記アの説明は首肯でき、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(ウ) しかしながら、文書2及び文書3の各「伺い文」欄並びに文書3の2枚目以降の不開示部分のうち、各項番号の部分については、本件措置に係る入国管理局の内部的な取扱いや留意事項、着眼点等に係る情報が記載されているとは認められず、これらを公にしても、出入国審査及び在留管理業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書きには該当せず、開示すべきである。

(エ) なお、文書4の電子メール文(8件分)の不開示部分については、諮問庁は、下記(3)の不開示理由も説明していることから、更に検討する。

(3) 出入国審査業務に関して当局が関係機関と協議をした情報が記録されている部分(文書4)について

ア 諮問庁の説明

標記の不開示部分は、国の機関の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、かつ、その結果として取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるほか、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条5号並びに6号柱書き及びイに該当する。

イ 検討

(ア) 文書 4 の不開示部分のうち、上記 (1) 及び (2) において判断した部分を除く部分 (8 件の電子メール文の不開示部分) について、検討する。

(イ) 標記の不開示部分を見分したところ、いずれの部分にも、本件措置に関して法務省の担当者と関係機関の担当者が協議等をした情報が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、これらの部分は、国の機関の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であると認められ、公にすると、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法 5 条 5 号に該当し、同条 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 5 号並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙 2 に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 平成 28 年 2 月 10 日付け法務省管在第 817 号法務省入国管理局
局長通達「北朝鮮による核実験等に関する内閣官房長官発表に基づく我
が国独自の対北朝鮮措置の実施について」に係る決裁文書

文書 2 平成 28 年 2 月 19 日付け法務省管在第 1005 号法務省入国管理
局長通達に係る決裁文書

文書 3 平成 28 年 3 月 10 日付け法務省管在第 1400 号法務省入国管理
局長通知に係る決裁文書

文書 4 北朝鮮による核実験等に関する内閣官房長官発表に基づく我が国独
自の対北朝鮮措置の実施に関し、関係機関の担当者と法務省の担当
者が連絡等をしたメール文書及びその添付文書

別紙 2（開示すべき部分）

文書 2 及び文書 3 の各「伺い文」欄並びに文書 3 の 2 枚目以降の開示部分のうち、各項番号の部分